

# 滋賀県資源管理方針

令和5年8月9日策定

## 第1 資源管理に関する基本的な事項

### 1 漁業の状況

琵琶湖は、面積 670 km<sup>2</sup>、貯水量 275 億 m<sup>3</sup>、湖岸線延長 235 km の日本最大の湖である。また、400 万年の歴史を有する世界有数の古代湖の一つである。琵琶湖には変化に富んだ環境が備わっており、沿岸域には岩礁・砂浜・砂泥底や水草帯などが分布し、また北湖には水深 100m にも及ぶ沖帯が広がっている。これらの複雑な環境は、異なる生活環境を好む様々な水産動物に生息の場を与えており、現在琵琶湖に生息する魚介類は 110 種、そのうち 45 種が琵琶湖固有種である。

琵琶湖周辺の漁村では古くから漁業が営まれ、独特の漁具漁法が発展し、独自の食文化も育まれてきた。今後とも本県水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

令和2年の漁獲量は 759 トンであり、漁獲量の内訳をみると、アユ（鮮魚流通用、養殖・放流種苗用）が 373 トンで、全体の約 50% を占めている。次に、ワカサギ 58 トン、エビ類 57 トン、ニゴロブナ 40 トン、シジミ 37 トン、ホンモロコ 33 トン、マス 26 トンと続き、これら 7 種で漁獲量の 8 割を占めている。また、平成 30 年の漁業就業者数は 549 人、漁業経営体数は 440 で、このうち 9 割近くを個人経営体が占めている。

### 2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

## 第2 資源管理に関する事項

### 1 水産資源の管理

水産資源については、当該水産資源ごとの資源管理目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新

の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、水産資源を採捕する者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 2 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第 3 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集と重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

### 3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

### 4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、滋賀県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第4 滋賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第5 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

個別の水産資源の資源管理の方向性は、「別紙1-1 ほんもろこ」から「別紙1-5 びわます」までに、それぞれ定めるものとする。